

平成30年12月 1日

高速鉄道車両製造共通仕様書
横浜市交通局技術管理部車両課

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、横浜市高速鉄道に使用する車両、車両用装置、装置用試験器の製造に適用する。

(2) 設計図書

設計図書とは、現場説明書、特記仕様書、特則仕様書、設計書及び本共通仕様書等をいい、すべての設計図書は相互に補完するものとする。

(3) 設計図書の優先順位

設計図書間に相違がある場合の設計図書の優先順位は、次の通りとする。

- ア 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
- イ 設計書
- ウ 特記仕様書
- エ 図面
- オ 特則仕様書
- カ 本共通仕様書

(4) 法規等の適用

製造する車両等は、下記関連法規等に適合するものでなければならない。

- ア 鉄道事業法
- イ 鉄道事業法施行規則
- ウ 鉄道営業法
- エ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令
- オ 施設及び車両の定期検査に関する告示
- カ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準
- キ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ク 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令
- ケ 電波法
- コ 高圧ガス保安法
- サ 労働安全衛生法
- シ 労働安全衛生法施行令
- ス ボイラー及び圧力容器安全規則
- セ 横浜市高速鉄道車両構造実施基準

- ソ 横浜市高速鉄道車両整備実施基準
- タ 横浜市高速鉄道車両適合基準

(5) 用語の定義

本共通仕様書において用いる用語の定義は、次の通りとする。

- ア 「監督員」とは、「車両等製造請負契約約款」に規定する監督員をいい、請負人に通知された総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。
- イ 「現場」とは、請負人が製造を行う場所をいう。
- ウ 「作業場」とは、製造目的物を納入する場所もしくは監督員の指示する場所において車両の整備・試験・検査等、装置等の設置、組立、調整、検査等を行う場所をいう。
- エ 「監督員の承諾」とは、請負人等が監督員に対して書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。
- オ 「監督員の指示」とは、監督員が請負人等に対して製造の施工上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- カ 「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と請負人等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- キ 「監督員の検査」とは、施工の各段階で、請負人等が確認した施工状況や製造材料の試験結果等について、請負人等により提出された資料に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。
- ク 「監督員の立会」とは、製造の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。
- ケ 「特記」とは、1（3）ア～オに指定された事項をいう。
- コ 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名または捺印された文章をいう。
- サ 「製造関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図、製造写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録等に関する図書をいう。
- シ 「部分完成期限」とは、製造目的物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連製造を含めた各製造が支障のない状態にまで完成しているべき期限をいう。

(6) 疑義

設計図書に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議をすること。
また、監督員が必要と認めた場合は契約後であっても軽微な変更を行うことが出来るものとする。

(7) 官公庁署その他への手続き

本製造の着手、施工、輸送、完成に当たり、関係法令等に基づき所轄官公庁署等に対する一切の手続きに使用する提出資料等を遅滞なく請負人の負担にて用意し、手続き時には監督員と密接な連絡を保つとともに、製造目的物の使用開始に支障のないようにしなければならない。また、関係法令等に基づく官公庁署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用も

負担する。なお、届け出手続き等の一覧を監督員に提出すること。

(8) 関連製造

請負人は、車両の各主要装置または関連装置を製造する業者と設計、機能確認及び故障対応等について十分協議を行い、各工程に支障のないように協力すること。

(9) 設計上の注意点

ア 設計図書に基づいて設計のうえ、承諾図面及び見本類を提出し、監督員の承諾を得たうえで製造すること。

イ 設計図書に基づき製造・納入する車両は、高架及び地下の路線で使用するすべての条件に対して十分な考慮を払い設計されたものであるとともに、安全、確実、快適で円滑な機能を長時間にわたり維持できるものとする。

ウ 車両は、別添「車両限界図」内に収まるものとする。

エ 使用する単位は、S I 単位とする。

(10) 施工上の注意点

製造に使用する材料、製造施工方法は、特記または監督員の指定するものを除き、日本工業規格に準ずるものとする。

(11) 支給品

支給品として請負人に引渡す装置等は特記仕様書、特則仕様書による。

(12) 予備品

予備品は、長期の保存に適するように包装または荷造りをして、その名称・数量及び製造業者名等を外部に明記し、「予備品引渡書」を添えて指示する期間までに指示された場所に納入する。なお、予備品の内容は特記による。

(13) 総合調整

車両の完成に際しては、完成検査前に請負人等は、関係者立会のうえ、各装置等の機能その他の総合調整を行い、データを作成し、完成検査の前に報告書等を監督員に提出する。

(14) 完成検査

本製造が完成した場合は、ただちに完成通知書を提出し、完成検査の準備をすること。完成検査時には、すべての障害物、仮設物を撤去し清掃を行っておかなければならない。完成検査は請負人、監督員双方立会いのもと発注者の指定する検査員が行う。完成検査は車両製造の場合原則として本線試運転を含めて行うものとするが、詳細の内容については監督員の指示に従うこと。

(15) 引渡し

本製造完成後、目的物引渡し手続きの完了までは請負人がこれを管理する。

(16) 教習

完成後、製造目的物に対しての教習が必要であると監督員が判断した場合は、監督員の指示する期日に、取扱い方法、保守管理方法（検査・調整・整備方法等）等を教習すること。なお、これにかかる費用は請負人の負担とする。

(17) かし担保期間

製造目的物引渡し後、最初の重要部（保全）・全般（保全）検査まで（または4年間（GL）もしくは5年間（BL）のどちらか長いほう）に請負人の責に関する故障、施工上の不具合等は、請負人の責任として無償で発注者指定の期日内に迅速に修理、改造または新品に交換する。請負人は発注者立会いのもと、かし期間が切れる1か月前以内にかし点検を実施すること。かし点検の内容については発注者と協議のうえ決定する。かしが発見された時、そのかしが請負人の故意または重大な過失により生じた場合には、当該期間は10年とする。なお、最初の重要部（保全）・全般（保全）検査時に性能及び経年劣化状態を確認する装置及び部品等については、請負人の負担にて検査を実施し、必要な場合は重要部（保全）・全般（保全）検査に立ち会うこと。

(18) 保険等の加入

請負人は、車両等製造目的物に対して、現場から作業場まで運搬するときに運送保険等に加入しなければならない。また、製造目的物引渡しまで火災保険等に加入し、不測の事態に備えること。ただし、請負人が製造目的物引渡し前までに損害に対する補償が自社で可能な場合は、保険加入について監督員と協議を行い判断をすることができるものとする。

(19) 提出書類

提出書類については原則として以下に示すものを提出すること。必要ないものと判断できるものについては監督員に確認をすること。なお、提出部数・提出期日については別表によるほか、監督員の指示による。

- ア 請負代金内訳書
- イ 工程表
- ウ 製造着手届出書
- エ 現場代理人選定通知書（社員証等添付）
- オ 主任技術者選定通知書
- カ 専門技術者（装置別担当者）選定通知書
- キ 保証証書（履行保証）
- ク 下請負人選定通知書
- ケ 作業員名簿
- コ 使用材料承諾願書（特記による場合）
- サ 作業場事務所設置通知書
- シ 安全管理計画書
- ス 施工計画書（搬入計画書、作業計画書）

- セ 装置製造承諾図
- ソ 実施工程表（詳細工程表）
- タ 作業（製造）日報
- チ 製造月報
- ツ 設計図書に指定された製造材料検査申請書（特記による）
- テ 打ち合わせ議事録
- ト 社内検査成績書
- ナ 立会検査申請書
- ニ 立会検査成績書
- ヌ 支給装置受領書
- ネ 貸与品借用書
- ノ 火気使用届出書
- ハ 電気使用願書
- ヒ 製造出来形部分検査申請書（特記による）
- フ 部分払請求書（部分払がある場合）
- ヘ 指定部分に係る製造完成通知書（指定部分がある場合）
- ホ 指定部分に係る製造目的物引渡書（部分引渡しがある場合）
- マ 指定部分に係る製造完成払請求書（部分完成払がある場合）
- ミ 製造完成通知書
- ム 製造目的物引渡書
- メ 製造完成払請求書
- モ 引渡物品・備品引渡書
- ヤ 完成図書
- ユ その他監督員の指示する書類

(20) 特許権等

- ア 請負人は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を「車両等製造請負契約約款」第10条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
- イ 請負人は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については発注者と協議するものとするが、原則として発注者はその使用に関しては無償で行えるものとする。
- ウ 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

(21) ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンスとは、監督員が、請負人からの協議や質問への回答を、基本的

に「その日のうち」に行うものである。ワンデーレスポンスについては特記仕様書による。

2 現場・作業場管理

(1) 現場代理人

請負人は、「車両等製造請負契約約款」に規定してある現場代理人を本製造期間中原則として現場に常駐させ、「車両等製造請負契約約款」の当該事項のほか諸製造の連絡・進行・事務・事故防止・作業員取締りの責にあたらせ、特に別途契約・下請負契約等他製造と関連する箇所については、関連業者間で十分な打ち合わせを行い、製造全体の進捗よくに支障をきたさないようにしなければならない。但し、作業場において車両の総合調整等を行う場合もしくは監督員の指示がある場合は作業場において取り仕切ること。なお、主任技術者等は、これを兼ねることが出来る。監督員との打ち合わせ（設計会議等）時も原則として会議に参加すること。

(2) 主任技術者

本件は製造であるため、工事における建設業法に基づく主任技術者の配置の必要はないが、以下の定義に基づく技術者（以下主任技術者）を配置すること。

ア 主任技術者は、本製造に関しての技術的な知識を有し、関連製造を含む製造全般について統括するものをいう。

イ 主任技術者を選定するときは、過去の関連製造にかかわった経歴を証明する資料を「主任技術者選定通知書」に記し、監督員に提出して承諾を受ける。なお、主任技術者を変更する場合も同様とする。

(3) 専門技術者（装置別担当者）

専門技術者（装置別担当者）を配置する場合は次によるものとする。

ア 専門技術者（装置別担当者）は、主任技術者の元で各装置等の専門的な技術に関わること的设计、管理、打ち合わせ、製造・検査等の立会い等を行わなければならない。なお、主任技術者はこれを兼ねることが出来る。

イ 専門技術者（装置別担当者）を選定するときは、過去の製造経歴を記した「専門技術者（装置別担当者）選定通知書」を監督員に提出しなければならない。なお、専門技術者を変更する場合も同様とする。

(4) 下請負人

請負人は下請負人を定めた場合は発注者指定の書式による下請負人選定通知書を監督員に提出し、監督員の承諾を受けなければならない。

(5) 作業場安全衛生管理

ア 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分に注意すると共に、適切な消火設備、防災シート等を設ける等、火災の防止措置を講ずる。また、施工

の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努める。

イ 作業場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等、事故の防止に努める。事故が発生した場合は、速やかに応急処置を取り、監督員に報告すること。

ウ 作業場では作業開始（1日の始まり）時にKYTを必ず行い、内容をKYシート等に記入する。なお、KYシート等は監督員の求めに応じ随時閲覧、提出できる状態で保管すること。

エ 不審物等を発見した時の対応

（ア）作業場で不審物等を発見したときは、手を触れるなどせず、直ちに監督員に連絡し、その指示に従うこと。不審者を見かけたときも同様とする。

（イ）不審物等を発見したときの連絡・通報先などについて、あらかじめ監督員と確認しておくこと。

（6）災害及び公害の防止

製造の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置すると共に、特に次の事項を守らなければならない。

ア 第三者に災害を及ぼしてはならない。

イ 公害の防止に努める。

ウ 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害または公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。

（7）臨機の処置

作業場において災害または公害が発生した場合は、人命の安全確保を優先すると共に二次災害の防止に努め、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告する。

（8）養生

既存部分・施工済み部分・未使用機器及び材料等で、汚染または損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。

（9）業者区別

請負人は作業場での作業者に対し他業者と区別できる作業服、保安帽または腕章を必ず全員に着用させ、必要に応じて名札を作業服に取付けること。

（10）軽微な変更

本製造施工にあたり、製造材料の取付け位置・寸法及び取付け工法等を多少変更、あるいはこれによって取付け員数を幾分増減する等の軽微な変更は、監督員の指示に従い異議なく施工し、本契約内で処理する。

（11）作業時間等

作業場（発注者施設内）での作業時間は、原則として発注者の就業時間（８：３０～１７：１５）とし、特別に作業時間帯の変更のある場合は、予め監督員と協議する。また、土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日には作業を行わない。但し、設計図書に定めのある場合またはあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

なお、作業終了時においては作業場での片付け及び清掃を行うこと。

(12) 光熱水費

作業場にて電気・水道等の使用に関しては、発注者の施設に設置してある範囲内においては無償で支給する。別途必要な場合は、監督員の承諾を受けて請負人の負担にて用意すること。

(13) 作業場事務所

請負人は必要と判断する場合もしくは設計図書に別に定めがある場合、作業場に現場事務所を設置し、その運営を行うこと。作業場事務所の光熱水費については上記(12)による。設置するときは、監督員に作業場事務所設置通知書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3 工程表・施工計画書その他

(1) 実施工程表（詳細工程表）

ア 着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督員に提出する。

イ 実施工程表に変更の必要を生じ、その内容が重要な場合は、変更実施工程表を速やかに作成し、監督員に提出しなければならない。

ウ 監督員の指示により、上記実施工程表の補足として、週間または月間工程表及び製造種別工程表等を作成し、監督員に提出する。

エ 部分完成期限が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

(2) 施工計画書

ア 製造別に、作業場での機器・材料・工法・品質管理及び搬入計画等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。但し、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督員の承諾を受けて省略することが出来る。

イ 作業場における施工計画書は作業開始前に監督員に提出しなければならない。

ウ 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告すると共に、施工等に支障をきたさないよう適切な措置を講ずる。

エ 施工計画書に安全に対する管理・計画を記した書面を添付する。

(3) 設計製作図・見本その他

設計製作図・製造仕様書及び見本等は、施工に先立ち速やかに監督員に提出し、承諾を受ける。但し、製作の必要性の少ないものは、監督員の承諾を受けて省略するこ

とが出来る。また、図面等の作成に際し、別途契約がある場合において施工上密接に関連する他の製造物等についてはその納まりや機能等について十分検討すること。

(4) 作業員への指示

「3 (1) 実施工程表」・「3 (2) 施工計画書」・「3 (3) 設計製作図・見本その他」により作成した図書等は、関係する作業員に周知徹底させる。

4 機材

(1) 機器及び製造材料

ア 製造機器（装置）及び製造材料（以下「機材」という）は、別に定めがない限り新品とし、設計図書に日本工業規格によると指定された機材は、それに適合したものとする。但し、機材の品質が明記されていない場合は、均衡を得た中程度の品質のものを使用すること。

イ 機器には、製造業者名・製造年月日・形式・形番及び性能等を明記した銘板を付けるものとする。詳細は監督員の指示による。

ウ 調合を要する材料は、調合表を監督員に提出し、承諾を受ける。また、機材の色等については、監督員の指示を受ける。

エ 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、1 (6) (疑義) による。

(2) 製造工場立会検査

製造工場で立会検査を行う機材は、特記による。また、立会検査日の7日以前に「立会検査申請書」を監督員に提出する。但し、検査日については事前に監督員と協議のうえ決定する。

(3) 装置の検査

ア 装置は種別ごとに「装置検査申請書（製造出来形部分検査申請書）」を提出し、監督員の検査を受ける。但し、軽易な装置、監督員との協議により必要ないと判断した装置、製造工場立会検査を行った装置等については、監督員の承諾を受けて省略することが出来る。

イ 監督員の検査に合格した装置と同じ種別の装置は、監督員が特に指示する装置を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

(4) 機材の保管

工場、作業場に搬入した機材は、組立に使用するまで変質等がないよう保管する。

(5) 機材検査に伴う試験

ア 試験は、次の機材について行う。

(ア) 特記により指定された機材

(イ) 試験によらなければ、設計図書に定められて条件に適合する事が証明できない

機材

- イ 試験方法は、J I S等の法規または規格に定めのある場合は、それによる。
- ウ 試験が完了した時は、その試験成績表を速やかに監督員に提出する。
- エ 製造業者（請負人、下請負人等）において、実験値等が整備されているものは、監督員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることが出来る。

5 施工

(1) 施工

- ア 施工は、総て設計図書に示された装置が、その機能を完全に発揮するように責任をもって誠実に行う。
- イ 施工は、設計図書及び監督員の承諾を受けた工程表・施工計画書・設計製作図等に從って行う。

(2) 一工程の施工確認及び報告

施工の一工程が完了した時または工程の途中において監督員に指示された場合は、その施工が設計図書の定められた条件に適合することを確認する。確認した事項については監督員に書面で提出する。

(3) 施工の確認

設計図書に定められた場合、「5（2）一工程の施工確認及び報告」により報告した場合及び監督員の指定した工程に達した場合は、監督員の確認（検査）を受ける。但し、これによることが出来ない場合は、別途監督員の指示を受ける。

(4) 監督員の立会い

次の場合は、監督員の立会いを受ける。但し、これによることが困難な場合は、別途監督員の指示を受ける。

- ア 設計図書に定められた場合
- イ 主要装置を設置する場合
- ウ 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合
- エ 総合調整を行う場合
- オ 環境測定を行う場合
- カ 監督員が特に指示する場合

なお、監督員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。また、請負人は必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用を負担する。

(5) 施工に伴う試験

- ア 試験は次の場合に行う。

- (ア) 設計図書に定められた場合
 - (イ) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明出来ない場合
- イ 試験が完了した時は、その試験成績表を速やかに監督員に提出する。

6 記録

(1) 記録

- ア 作業場での全般的な作業内容を「作業（製造）日報」に記載し、監督員の求めに応じて随時提出する。
- イ 監督員が指示した事項または監督員と協議した事項、設計・定例会議等について「打ち合わせ議事録」に記載し監督員に提出する。但し、軽易な事項については監督員の承諾を受けて省略することが出来る。
- ウ 監督員が施工の適切なことを証明する必要があると認め指示した場合または、隠ぺい部等後日の目視による検査が容易でない部分の施工及び一工程の施工を完了した場合は、施工（製造）記録、製造写真、見本品及び試験成績表等必要な資料を整備して監督員の求めに応じ、随時提出できるようにする。
- エ 製造施工に際し試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- オ 安全に関する毎日のミーティング、また施工中に随時気が付いたことは記録する。

(2) 製造写真

製造写真は、着手前（現状）の状況・進捗状況・工程詳細（埋め込み・隠ぺい施工箇所、やり直しのきかない施工箇所及び重要な施工箇所並びに監督員が指示した箇所）・完成後の各段階ごとに撮影する。撮影時には詳細の内容を記載した黒板が判読出来るように撮影する。（監督員の承諾により、黒板の電子化も可とする。詳細は監督員の指示による。）写真は電子納品の対象とし、原則として「デジタル写真管理情報基準」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成する。これによらない（または対応が困難なとき）場合は、別途監督員と協議すること。また、軽微な施工で監督員の承諾したものは、写真を省略してもよい。なお、監督員の要求があった時は、別途紙媒体で適宜提出すること。さらに、完成後の写真については、別のファイル（紙媒体）も同時に用意すること。詳細は監督員と協議をして決定する。

(3) 標識その他

装置には、名称、記号、発注者指定の管理番号等を記入する。

(4) 引渡し物品

請負人は製造目的物引渡しの時、次の物品に目録を添付し監督員の指示により引渡すものとする。また、予備品等は規格・形状及び数量を記載すること。

- ア 完成図書類

- (ア) 完成図は、製造完成時における装置の現状を明瞭かつ正確に記載した（設計図に準じた）内容のものとする。
- (イ) 主要装置完成図は、監督員の承諾を得た製造承諾図に準じたものとする。
- (ウ) 装置性能試験成績表は、各装置の性能・作動試験等を記載したものとする。
- (エ) 保守に関する指導要領書及び装置取扱い説明書は、各装置の機能が十分に発揮しうよう主要装置を含めた装置の取扱い説明及び保守についての事項を記載したものとする。
- (オ) 各装置の代表的な部分及び監督員が指示する部分の完成写真を提出する。
- (カ) 提出部数は原則として次のとおりとする。
- a 完成図製本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
 - b 完成図・施工図（完成図書）電子データ（CAD及び文書ファイル等） 2部
（CD・DVDで提出）
ただし、データ形式については監督員の指示による。
 - c 官公庁署届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - (a) 官公庁署届出一覧表（申請・届出書名称、提出者、提出先、保管種別、関係適用法令等を記載する）
 - (b) 官公庁署届出書副本・控え等
 - d 主要装置完成図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
 - (a) 官公庁署届出一覧表
 - (b) 官公庁署届出書副本写し
 - (c) 緊急連絡先一覧表
 - (d) 製造関係者及び製造業者一覧表
 - (e) 装置完成図
 - (f) 装置取扱い説明書及び保守指導要領書（メーカー標準）
 - (g) 装置性能試験成績表及び試運転データ
 - (h) 予備品リスト
 - (i) 備品・保守工具リスト
 - (j) その他
 - e 全体装置詳細取扱い説明書及び保守指導要領書・・・・・・・・ 3部
 - f 完成写真（紙媒体）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - g 製造写真（紙媒体）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - h 装置重量表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
 - i 教習本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 500部
（付図集も同数用意）
 - j 電子写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2枚
 - k パンフレット（しおり・ダイジェスト・詳細版）・・・・・・ 各2000部
 - l パンフレット版画（原画）（kの種類ごと）・・・・・・・・・・ 1式
 - m ペーパークラフト（先頭車、中間車、種類ごと）・・・・・・ 各2000部
 - n ペーパークラフト版画（原画）（mの種類ごと）・・・・・・ 1式
 - o 装置の維持管理に必要なもの
 - p その他監督員の指示するもの

但し、上記bの電子データについてはdの一部（装置完成図等）を含むものとする。cについてはdに含まれていれば監督員の承諾により提出を省略することが出来る。また、fとgについては監督員の承諾により一体として提出することが出来る。iとkについては各装置の請負人間で協力して作成すること。（契約が複数ある場合）jについては、すべての写真が入ったCD等と、完成写真のみを抜き出したCD等2種類用意すること。（ただし、フォルダ等で分かりやすく区分されている場合は、監督員の承諾によりまとめても可とする）lとnについては、一体としての提出も可とする。

なお、提出部数については監督員の指示により変更する場合があるが、この時は請負人はその指示に異議なく従うこと。

本項目の完成図書類は、車両（車体）製造の場合であるため、目的物が装置等車両の部品である場合の完成図書類は監督員に確認を行い提出する。

イ 電子納品

本製造は電子納品対象とするため、上記ア（カ）のb、i、jについては以下に基づいて提出する。電子納品の事前協議・運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン(案)」を参考にするものとする。

なお、提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行いエラーがない（教習本は除く）ことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。これによらないウィルス対策の場合は、監督員と協議を行い決定する。

（ア）完成図書

- a 電子納品の際は、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品する。ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品要領(以下「要領」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- b 工事完成図書は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R・DVD-R)で正副各1部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
- c やむを得ず要領に沿っての電子納品が困難な場合は、監督員と協議のうえ電子納品を行う。

（イ）教習本

- a 教習本（付図集を含む）は、Word、Excel等の原データと、すべてをpdf化したデータの2種類を提出する。
- b 電子データの提出方法については、監督員と協議のうえ決定する。
- c 原データの提出が困難な場合は、監督員と協議を行うこと。

（ウ）製造・完成写真

- a 製造写真・完成写真は「デジタル写真管理情報基準」(以下「基準」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成する。
- b 写真は、「基準」に基づいて作成した電子データを媒体(CD-R・DVD-R)で正副各1部提出する。「基準」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「基準」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の

うえ、電子化の是非を決定する。

- c 「(ア) 完成図書c」と同様に、電子納品の基準に沿った提出が困難な場合は、監督員と協議を行うこと。

(5) 保守工具

当該製造のうち保守点検に必要な工具一式を監督員に提出する。

(6) 完成引渡し等

完成引渡しは、引渡しに必要な書類及び管理する上での要点をまとめた保守指導に関する要領書の作成、取扱いの教習を行わなければならない。なお、詳細な内容や教習回数等は監督員の指示に従うこと。教習が必要ないと判断される場合は別途監督員と協議をすること。

ア 装置、機器の説明

資料等による装置の説明及び機器類の取扱いの教習をする。

イ 施工状況

隠ぺい部分の主要箇所の施工状況を施工図、製造写真等によって説明し、特に保守上注意する要点等について説明する。

ウ 運転指導

装置の動作等を教習する。また、運転中の機器の温度、振動及び騒音等注意を要する点も教習を行う。

エ 保守・管理上必要な事項

潤滑油等の注油間隔、消耗品の種類、法規関係等、保守及び管理上必要な点について教習をする。

オ 主要装置類製造業者（下請負人）の連絡先等

主要装置の製造業者（下請負人等）、住所及び連絡先並びに非常時の連絡体制等一覧表にしたものを提示し説明する。

カ 完成引渡しを要する図書

「6（4）引渡し物品」に記載するもの。

キ 予備品及び工具類

明細書と共に箱等に入れて監督員立会いの下、引渡しをする。

(7) その他製造関係提出書類

請負人は、別表（製造関係提出書類）による製造関係図書を随時提出するものとする。また提出書類の書式は発注者指定書式（一部除く）のものとし、監督員の指示を受けものとする。

なお、監督員の承諾により提出書類の一部を省略することが出来る。

別表 製造関係提出書類

| 製造着手前 | | 製造中 | |
|-------------|----|---------------------|----|
| 請負代金内訳書 | 2部 | 実施工程表 | 2部 |
| 工程表 | 2部 | 作業（製造）日報 | 2部 |
| 製造着手届出書 | 2部 | 製造月報 | 2部 |
| 現場代理人選定通知書 | 2部 | 設計図書に指定された製造材料検査申請書 | 2部 |
| 主任技術者選定通知書 | 2部 | 打ち合わせ議事録 | 2部 |
| 専門技術者選定通知書 | 2部 | 社内検査成績書 | 2部 |
| 保証証書 | 1部 | 立会検査申請書 | 2部 |
| 下請負人選定通知書 | 2部 | 立会検査成績書 | 2部 |
| 作業員名簿 | 2部 | 支給装置受領書 | 1部 |
| 使用材料承諾願書 | 2部 | 貸与品借用書 | 1部 |
| 作業場事務所設置通知書 | 2部 | 火気使用届出書 | 2部 |
| 安全管理計画書 | 2部 | 電気使用願書 | 2部 |
| 施工計画書 | 2部 | 製造出来形部分検査申請書 | 2部 |
| 装置製造承諾図 | 2部 | 部分払請求書 | 1部 |
| | | 指定部分に係る製造完成通知書 | 2部 |
| | | 指定部分に係る製造目的物引渡書 | 1部 |
| | | 指定部分に係る製造完成払請求書 | 1部 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 製造完成後 | | その他 | |
| 製造完成通知書 | 2部 | 監督員の指示によるもの | — |
| 製造目的物引渡書 | 1部 | | |
| 製造完成払請求書 | 1部 | | |
| 引渡物品・備品引渡書 | 1部 | | |

- * 1 監督員の指示により、提出部数は変更する場合がある。
- * 2 書式のある書類については、監督員に確認すること。
- * 3 書類は、原則として工事監督簿（発注者指定様式）を添付して提出すること。
- * 4 本提出書類は請負人・監督員がそれぞれ決裁後持ち合うものとする。（一部除く）